

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○知事 ●市区町村長等
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	杉並区
4. 届出番号	11
5. 独自利用事務の事例番号	65-2
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.suginami.tokyo.jp/guide/annai/mynumber/1032179.html

執行機関名 杉並区長

ひとり親家庭等を対象とした給付金等の支給に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		杉並区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1 第9の項ひとり親家庭の父又は母の高等学校卒業程度認定試験に係る支援に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第1条	杉並区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、母子家庭等及び寡婦の福祉に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって母子家庭等及び寡婦の福祉を図ることを目的とする。	第一条 この要綱は、高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親が、高等学校を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められる高等学校卒業程度認定試験(以下「高卒認定試験」という。)の合格を目指す場合において、民間事業者などが実施する対策講座の受講費用の軽減を図るとともに、ひとり親自立支援プログラム事業を組み合わせること等により、効果的にひとり親家庭の親の学び直しを支援することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		杉並区ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業実施要綱(平成27年杉並第15367号)